

《狛江市契約に関わる制度の一部改正等について》
令和7年1月1日より以下のとおり扱うものとする。

【最低制限価格について】

最低制限価格は開札後に公表する。

狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(最低制限価格の決定方法) 第31条（略） 2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、その最低制限価格は開札後に公表し、第18条の予定価格を記載した書面に開札後に併記するものとする。 <u>この場合において、電子入札案件にあっては、最低制限価格は電子入札システムへ登録し、その最低制限価格は開札後に公表するものとする。</u>	(最低制限価格の決定方法) 第31条（略） 2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、その最低制限価格を第18条の予定価格を記載した書面に併記しなければならない。 <u>ただし、電子入札案件にあっては、最低制限価格を電子入札システムに登録しなければならない。</u>

(理由)

安易な積算による最低制限価格と同額の入札を防止し、より適正かつ厳格な入札を行うため。

【制限付一般競争入札について】

設計金額が3億5千万円以下の建築工事及び設計金額が2億5千万円以下の土木工事において制限付一般競争入札を行う際に、狛江市契約事務規則第6条第1項における格付の特定等級以上を参加要件とする場合、狛江市内に本店又は支店を有する者は、参加要件となっている等級の直近下位であればこの参加要件を満たしたものとする。

※狛江市市内事業者優先発注に係る実施方針4（1）⑥から抜粋

(理由)

市内経済の活性化及び市内業者の受注機会の確保と育成を図るため。